

●香川県広域水道企業団監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月23日

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦  
同 武 田 宏 之

- 1 監査対象機関  
さぬき事務所
- 2 監査対象期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 措置の状況

監査の結果		措置の状況
指導事項	業務委託契約等において、収入印紙が貼付されていない又は貼付すべき金額が誤っている契約書を受領していた。	さぬき事務所においては、土地賃貸借契約に収入印紙が貼付されていないものがあった。 これについて、契約の相手方に収入印紙の貼付を求め、処理を行った。 今後、契約締結時に再度、収入印紙の貼付漏れ又は印紙額の誤りがないか十分に確認を行うことにより、再発防止に努める。